

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年4月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

国民年金関係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601183号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700001号

第1 結論

平成8年4月から平成9年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年4月から平成9年12月まで

結婚直後の平成10年6月頃、それまで納付していなかった国民年金保険料の何枚もの払込用紙が新居に届いたため、私は、元夫の定期預金100万円を解約し、払込用紙を持って市役所又は社会保険事務所(当時)の窓口へ行き、約80万円から90万円の国民年金保険料を納付した。そのとき、窓口の職員が、全ての払込用紙に日付印をポンポンと押し、それを領収書として受け取ったことを記憶している。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成10年6月頃、市役所又は社会保険事務所の窓口で請求期間の国民年金保険料約80万円から90万円を納付し、持参した複数枚の払込用紙全てに日付印を押してもらった旨陳述しているが、市役所において国民年金保険料を過年度納付することはできないほか、日本年金機構A事務センターは、平成10年6月頃に、被保険者が国民年金保険料を社会保険事務所において納付した場合、持参した納付書にはよらず、3枚複写の国民年金保険料現金領収証書に職員が手書きで合計金額等を記入し、その中の1枚を本人控えとして渡していたと推測される旨回答していることから、請求者の主張は、当時の納付方法と異なる。

また、請求者が納付したとする金額も、請求期間の国民年金保険料額とは大きく異なる。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1601152 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1700002 号

第 1 結論

昭和 42 年 * 月から昭和 48 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 42 年 * 月から昭和 48 年 3 月まで

私は、母親に勧められたことから、20 歳の誕生日の前日に A 社会保険事務所 (当時) で国民年金の加入手続を行った。

請求期間の私の国民年金保険料は、母親が納付していたはずであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、20 歳の誕生日の前日に A 社会保険事務所で国民年金の加入手続を行った旨主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号 (以下「記号番号」という。) は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、昭和 44 年 11 月 15 日に払い出されたことが確認でき、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に行われたと考えられる上、請求者が所持する年金手帳の記号番号欄には、当時、B 市 A 区を管轄していた C 社会保険事務所のスタンプではなく、請求者が居住していた B 市 D 区を管轄していた E 社会保険事務所のスタンプが押印されていることから、20 歳の誕生日の前日である昭和 42 年 * 月 * 日に A 社会保険事務所で国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記記号番号とは別の記号番号を確認することができない。

さらに、請求者は、請求者の母親が請求期間に係る国民年金保険料を納付していた旨陳述しているが、その母親からは、請求者の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる陳述を得ることができない。

そのほか、請求者の母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。